

令和8年5月 26日

生徒、保護者の皆様

県立加茂高等学校長

令和7年度の本校いじめ認知件数について（お知らせ）

令和7年度、いじめ防止対策推進法はいじめの定義（下記参照）に基づき、本校でいじめ事案として認知した件数は3件です。解決している事案を含め、今後も継続的に面談や見守りを続けていきます。

本校のいじめ認知状況等について、ご不明な点がございましたら、学校までご連絡ください。

（参考）

いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、いじめとは、「新潟県いじめ等の対策に関する条例」第2条を踏まえ、次のとおり定義するいじめ類似行為を含む。

「新潟県いじめ等の対策に関する条例」

第2条 「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。